

船舶事故調査報告書

平成24年7月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年6月14日 05時35分ごろ～05時40分ごろの間）
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港 大船渡市所在の大船渡港珊瑚島北灯台から真方位027°800m付近 （概位 北緯39°02.7′ 東経141°43.9′）
事故調査の経過	平成23年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	砂利運搬船 第三福和丸、498トン 134599、合資会社大坪組 67.29m×13.20m×7.50m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成8年1月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和51年7月9日 免状交付年月日 平成22年9月8日 免状有効期間満了日 平成28年4月17日 甲板員 男性 40歳 五級海技士（機関）内燃 免許年月日 平成3年6月19日 免状交付年月日 平成20年12月24日 免状有効期間満了日 平成25年12月23日
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員ほか3人が乗り組み、大船渡港で錨泊中、平成23年6月14日05時35分ごろ、貨物倉左舷側の隔壁に沿わせて吊り上げられたバケットの頭部にグリスアップを行うため、甲板員が、一等航海士と共にグリス用ルブリケーターの高圧耐油ホース（長さ約10m、外径約15mm）をバケットまで移動して準備した。 一等航海士は、グリスアップの準備を終えて船首方に移動した。 船長は、05時40分ごろ、甲板上に見当たらない甲板員を探して貨物倉を見たところ、甲板員がバケットの右舷後方の貨物倉の床に頭から血を流してうつ伏せに倒れているのを発見した。 船長は、海上保安部に通報して救急車を要請し、運航会社に連絡を取って抜錨したのち、本船は06時00分ごろ大船渡港野々田地区の公共岸壁

	<p>に着岸した。</p> <p>甲板員は、救急車で病院に搬送されたが、06時35分ごろ死亡が確認された。</p> <p>死因は、頭蓋骨骨折等による出血死と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1</p> <p>海象：波高 約0.1m</p>	
その他の事項	<p>本船は、船尾船橋型の貨物船であり、船体中央に貨物倉を配置し、船首部に荷役用クレーンを装備していた。</p> <p>グリス用ルブリケーターの高圧耐油ホースは、荷役用クレーンの下部に収納されていた。</p> <p>貨物倉は、長さ約20m、幅約10m、高さ約7mであった。</p> <p>貨物倉の床から吊り上げられた状態のバケットの頭部までの高さは、約7.5mであった。</p> <p>甲板員は、クレーンの運転及びバケットの整備を担当していた。</p> <p>甲板員は、貨物倉左舷側の隔壁から約3m離れた床に倒れ、ヘルメット及び安全ベルトを使用していなかった。</p> <p>甲板員の健康状態は、良好であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員の死因は、頭蓋骨骨折等による出血死であった。</p> <p>本船は大船渡港で錨泊中、甲板員が、05時35分ごろ甲板上で一等航海士と共にバケットのグリスアップの準備を行ったのち、05時40分ごろ貨物倉の床に倒れているところを発見されたことから、この間において、貨物倉の床に落下したものと考えられるが、落下した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、甲板員にヘルメット及び安全ベルトを使用させ、又は看視員を配置していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が大船渡港において錨泊中、甲板員が貨物倉の床に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バケットの頭部へのグリスアップは、高所作業とならないよう、バケットを貨物倉の床に横倒しにして行うのが望ましい。 ・高所作業を行う際は、ヘルメット及び安全ベルトを使用させるとともに、看視員を配置すること。 	